

個人事業主のためのケガの保険

東京青色傷害保険

傷害補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険

熱中症 リスクも補償 されます。

月々の掛金 1,000円

昭和2年5月2日~平成16年5月1日生まれの方がご加入いただけます!



入院をしたら

傷害入院保険金

1日につき3,400円

1日目から1事故最高180日まで補償(支払対象期間180日・免責期間0日)



手術を受けたら

傷害手術保険金

入院中の手術3.4万円

上記以外の手術1.7万円



通院をしたら

傷害通院保険金

1日につき1,700円

Ⅰ 日目から1事故最高90日まで補償(支払対象期間180日・免責期間0日

上記は1口ご加入の場合の補償です。それ以外の補償内容は裏面をご覧ください。



法律上の損害賠償責任を負ったら

個人賠償責任危険保険金

※ただし、業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。

最高500万円



万一のときには

傷害死亡・後遺障害保険金

700万円

【加入申込】

総続加入の場合:特にお申し出のない場合、前年度と同一内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。
新規加入・追加の場合:加入申込票に必要事項を記入し、「新規」「追加」のいずれかに○をしていただき、ご署名のうえ、ご所属の青色申告会へご提出ください。
変更・脱退の場合:ご所属の青色申告会へご連絡ください。
口座振替
初回口座振替は平成30年12月25日(火)で、引落不能の場合は別途ご所属の青色申告会へお支払いいただきます。

保険料 指定口座より引落としとなります。

保険期間(ご契約期間) 平成30年11月1日(木)午後4時~平成31年5月1日(水)午後4時までです。

【申込締切】平成30年9月21日(金)

資料請求、その他のお問合わせは

事故が発生した場合は~

遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。 あんしん24受付センター

0120-985-024 (##)

※受付時間[24時間365日]※1P電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。

東京青色傷害保険の補償内容





■保険金額(ご契約金額)・掛金

14才から79才までの掛金は1か月あたり1口 (1,000円) ~3口 (3,000円) まで選べます。 なお、80才から90才までは1か月あたり1口 (1,000円) のみとなります。

口 数	1口加入 (1D)	2口加入 (2D)	3口加入 (3D)
傷害死亡・後遺障害保険金額	700万円	1,400万円	2,100万円
傷害入院保険金 (日額) 1日目から1事故最高180日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	3,400ฅ	6,800円	10,200円
傷害手術保険金	入院中の手術…傷害入院保険金 (日額) の10倍 上記以外の手術…傷害入院保険金 (日額) の5倍		
傷害通院保険金 (日額) 1日目から1事故最高90日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	1,700円	3,400円	5,100円
個人賠償責任危険保険金額 [※] (免責金額0円)	500万円	1,000万円	1,500万円

※業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。

団体割引 6,000円 12,000円 半年の掛金 18.000円 30%適用

- ・ト表の半年の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。
- ・1□の場合、保険料5.590円(制度運営費410円) 2□の場合、同10.960円(同1.040円) 3□の場合、同16.330円(同1.670円)
- ・上記保険料には団体割引30%、大口契約割引10%(被保険者数が10,000名以上)、損害率による割増10%が適用されています。

ご注意

※ケガが原因の場合のみ補償いたします(病気は対象外)。 ※天災補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

※継続加入については、満90才をこえた5月1日で規約による脱退となります。 ※原則、保険期間中の脱退はできません。 ※加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限 することがありますので、あらかじめご了承ください。

※傷害後遺障害保険金については、「傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害について は対象外となりますのでご注意ください。詳細については、「東京青色傷害保険」パンフレットをご確認ください。

被保険者 (補償の対象 となる方)

傷害補償はこの保険にご加入した方(被保険者ご本人)が補償の対象となりますが、個人賠償責任危険保険金についてのみ、①加 入したご本人以外に下記②~④の方も補償の対象となります。

①加入した人(以下本人)、②本人の配偶者、③本人または配偶者と同居の親族(※1)、④本人または配偶者と別居の未婚(※2)の子 (※1)6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(※2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務 者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

このチラシは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「東京青色傷害保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、 取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

○加入資格

被保険者(ご加入できる方)

会員本人

①会員本人、②その配偶者、③子、④両親、⑤兄弟姉妹、⑥同居の親族、⑦同居の使用人で、 昭和2年5月2日~平成16年5月1日生まれの方

東京青色申告会連合会共済会

〒102-0074 千代田区九段南4-8-36 TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

〈取扱代理店〉

株式会社 東京青色

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655 〈引受保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業第1課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号 TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609

(2018年6月承認) B18-100957